菰野	町長	様					
		申請者	住	所			
			氏	名			印
			(運	車絡先Ta:	_	_)
				里 人			
			(连	車絡先Ta:	_	_)
公共用財産の用途廃止事前協議書							
下記の公共用財産の用途廃止及び払下げ(交換)申請を予定しており、事前協議に必要な下記書類を							
添えて提出します。なお、隣接土地所有者、地元区長等利害関係者の同意は得られる見込みです。また、							
用途廃止及び払下げ(交換)が可能である見込みの場合には、それに伴う費用を負担するとともに、用							
途廃止及び払下げ(交換)最終決定までの間に、諸般の事情により用途廃止若しくは払下げ(交換)が							
できない旨の決定がなされても異議はありません。							
記							
1. 協議財産の所在地、地番、地目、地積							
三重郡菰野町			坩	也先から			地先まで
道	路・水路・その他	(地目:)	地積		m^2
※現時点で分かる範囲で記入							
2. 現況説明(該当する番号に「○」又はカッコ内に記入)							
(1) 道路・水路の形態は既に無く、(宅地 ・ 農地 ・ その他) として一体利用されている。							
(2) 道路・水路の形態はあるが、全く機能していない。(使われていない。)							
(3) 道路・水路の形態はあり、機能している。(使われている。)							
(4)	その他 ()
3. 協議内容(該当する番号に「○」又はカッコ内に記入)							
(1)	(1) 用途廃止後、払下げを受け、(宅地 ・ 農地 ・ その他) として一体利用したい。						
(2)	付け替えを行い、	(宅地 · 農地	・ そ	の他)とし	て一体利用し	たい。	
(3)	その他()
4. 添付書類							
(1)							
	公図の写し	(同上)	
	写 真	(同上)	
(4) <「付け替え」の場合>付け替え予定平面図・縦断図・横断図・構造図など							
※(1)~(3)とも、現時点で土地の正確な位置が確定していない場合、現在の見込みで着色すれば可。							
公図の写しについてけ、現時占では土地の位置関係がわかる図面等でも可							

年 月 日

<今後の一般的な手続き、流れ>

- (1)【町】この協議書をもとに、現地等調査
- (2)【町】用途廃止及び払下げ(交換)の見込みがあるかどうか申請者に連絡(仮決定)
 - ※ 法定外公共物管理条例施行規則第 22 条に定める地積測量図、同意書等が提出されていない中での仮の判断ですので、本申請がなされた後、土地、同意等の詳しい状況が明らかになり、用途廃止及び払下げ(交換)が不可となることもあります。その場合でも、菰野町は一切費用を負担することはありません。
- (3)【申請者】境界明示申請書提出
- (4) 【申請者・関係者・町】境界立会い
- (5)【申請者・関係者・町】境界確認書
- (6)【申請者】公共用財産用途廃止申請書提出
- (7)【町】この申請書をもとに、用途廃止及び払下げ(交換)を最終判断
- (8) 【町】用途廃止、払下げ額決定
 - ※ 払下げ額は町指定額となります。払下げ額を理由に手続きを中止することはできません。
- (9)【申請者·町】売買契約締結
- (10)【申請者】売買代金納入
- (11)【申請者】所有権移転登記

<その他>

- ・現地調査の際には、隣接地への立ち入りを必要とする場合がありますので、隣接地等の関係者へ の周知方をお願いします。
- ・「申請者」は、通常、用途廃止協議物件に隣接する土地の所有者です。
- ・土地の所有者が共有の場合は、その代表者を「申請者」としてください。事前協議の段階であり、 他の共有者にはその旨を周知していただければ結構です。
- ・「申請者」住所・氏名の記載は自筆でお願いします。
- ・位置図・公図写しについては協議箇所を赤色等で明示してください。